

令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（効果的捕獲促進事業）仕様書

1 業務名

令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（効果的捕獲促進事業）

2 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（効果的捕獲促進事業）」（以下「本業務」という。）に適用する。

3 業務の目的

本県では、県下一円でニホンジカ（以下「シカ」という）の高密度化と生息域の拡大が進行しており、その傾向は県中部以北の嶺北地方において著しく、生息密度を抑えるためには、更なる捕獲効果の高い手法による捕獲が必要な状況である。本業務では効果的な捕獲の推進のため、ドローンを活用した狭域でのシカの生息密度調査と生息密度に合わせた捕獲を行う。

4 事業の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

（1）業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後15日以内に捕獲計画および検証調査計画を示した業務計画書を作成するとともに、監督職員に提出しなければならない。なお、業務計画書には下記の事項を記載するものとする（様式は任意）。

- ・実施場所
- ・業務監理者氏名
- ・捕獲従事者氏名
- ・業務工程表（事前調査から捕獲作業の検証調査終了まで）
- ・安全管理規定
- ・連絡体制（緊急時対応を含む）
- ・捕獲手法、捕獲計画、捕獲体制
- ・捕獲業務の規模、回数等
- ・止め差しの方法
- ・関係者（市町、土地所有者、地元区、地元警察等）との連絡調整方法
- ・近隣で鳥獣の捕獲を実施する有害鳥獣捕獲隊および市町から鳥獣の捕獲を行う者として任命された鳥獣被害対策実施隊等との連絡調整方法
- ・安全管理の方法
- ・捕獲した個体の回収処分方法
- ・錯誤捕獲した場合の対応

- ・捕獲情報の収集および評価
- ・使用する機材および許可番号
- ・その他

(2) ドローンを活用した捕獲適地の把握および検証調査

大飯郡高浜町内において、ドローンを活用した狭域でのシカの生息密度調査と生息密度に合わせた捕獲の実証を行う。

① ドローンを活用した狭域でのシカの生息密度調査

これまで、森林内の踏査によりシカの捕獲に適した地点を選定してきたが、本業務では、効率化を図るため、捕獲区域を複数に細分化し、ドローンの赤外線カメラによりシカの個体数を調査し、狭域の生息密度を把握する。

② 生息密度に合わせた捕獲

調査結果に基づき生息密度の高い区域から優先してわな猟による捕獲を行う。捕獲では、2週間程度の事前誘引を行い、計画した捕獲場所に十分な誘引ができたことを確認したうえで捕獲する。

誘引場所においては、センサーカメラを設置し、誘引できているシカの雌雄の判別、概ねの頭数、行動を観察し、記録する。この時、センサーカメラのいくつかは通信可能なIoT式カメラを使用し、遠隔地から日々監視を行い、誘引状況を把握し、変化するシカの動きにあわせて順応的な誘引と捕獲作業を実施する。

捕獲頭数は捕獲方法の評価を実施するにあたり科学的に適切な頭数とする。

生息密度の低減に合わせて事業エリアを移動し、効率的に捕獲することを目指す。

捕獲後の事業エリアでは、ドローンの赤外線カメラによりシカの個体数を調査し、生息密度の変化を確認する。

③ 検証・評価

センサーカメラを多数台用いたカメラトラップ調査により行い、評価においてはCPUE等の指標の他手法との比較と、生息密度の比較を行う。

カメラトラップ調査では、捕獲技術実証の現地において、複数台のセンサーカメラをできるだけまんべんなく設置し、カメラに写ったシカを一定の規則により計数する。これにより、RAI (Relative Abundance Index) による撮影頻度指数とREM (Random Encounter Model) 法による生息密度を算出し、ドローンによる生息密度調査結果と比較、検証し、ドローンによる調査結果の妥当性を評価する。

5 業務の履行期限

令和8年2月27日（金）

6 法令の遵守および業務の実施体制

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、関連する関係諸法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務における業務監理者を定め、委託者に通知するものとする（様式は任意）。
- (3) 受託者は、近隣で鳥獣の捕獲を行う有害鳥獣捕獲隊および市町から鳥獣の捕獲を行う者として任命された鳥獣被害対策実施隊等と安全対策等について十分に協議のうえ、業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を実施するに当たり、捕獲従事者に対し安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に実施されるよう、管理および監督をしなければならない。

7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務監理者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の実施方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

8 捕獲許可および関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務計画書について監督職員の承認を得た後、速やかに捕獲従事者証交付申請を行うものとする。
- (2) 受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (3) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

9 地元関係者等との交渉等

- (1) 地元関係者等への説明・交渉等は、県または捕獲の実施地区に該当する市町の協力を得て行うこととし、監督職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者等に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、地元関係者等との間に紛争が生じないように努めるとともに、地元関係者等からの質問、疑義、苦情等に対応するものとし、対応する際は監督職員から承諾を得てから行うものとする。
- (3) 受託者は、地元関係者等への説明、交渉等を行う場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施中に県が地元協議等を行い、その結果の条件として業務を

実施する場合は、地元協議等に立会いするとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。

10 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するために国有地、公有地または私有地に入る場合は、監督職員および地元関係者等と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時的に使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、当該土地所有者、土地占有者および工作物等所有者の許可を得るものとする。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、監督職員と協議により定めるものとする。

11 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、捕獲従事者に対し、常時捕獲従事者証を携帯させるとともに、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全の確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁、自治会、所轄警察署、道路管理者、鉄道管理者、河川管理者等と連絡を密に取り、業務実施中の安全の確保に努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務を実施するすべての捕獲従事者を損害賠償保険等（銃による止め差しを実施する捕獲従事者は1億円以上、その他の捕獲従事者は3,000万円以上のものに限る。）に加入させるとともに、捕獲従事者が使用するわなの設置数は、加入する損害賠償保険等における損害賠償能力の範囲内としなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう捕獲従事者等に安全教育の徹底を図らなければならない。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ・受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ・受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ・受託者は、業務箇所に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに、立ち入り禁止を標示しなければならない。
 - ・受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁等の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
 - ・受託者は、業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に抑えるための防災体制を確立しておかなければ

ならない。災害発生時においては、第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。

- ・受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事故報告書を作成し速やかに監督職員に提出し、監督職員の指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

1 2 業務の記録

わなの設置、移設および撤去、給餌、見回り、捕獲個体の処理、錯誤捕獲の対応等の業務を実施した場合は、捕獲等に係る作業量を確認するため、実施日ごとに下記の項目を整理した「指定管理鳥獣捕獲等事業作業日報」（参考様式第1号）を作成するものとする。なお、業務に従事した際の集合写真等は、「指定管理鳥獣対策事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル」（平成29年11月14日（令和7年3月28日一部改正）環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）に基づき撮影し、GPS機能付きカメラを使用すること。

- ・実施日時、作業時間、天候
- ・作業従事者氏名、作業従事者写真、作業状況写真
- ・作業内容（作業種類、数量等）
- ・鳥獣の目撃情報（シカ、イノシシのみ）
- ・作業位置図（捕獲、見回り、給餌、特記事項記載の状況等）

※位置図については、国土地理院ホームページに掲載されている「地理院地図」を利用し、1kmメッシュ区画により作業位置図を作成すること。

- ・特記事項（痕跡、植生、被害状況等）

1 3 捕獲個体記録用紙の作成

業務の実施により個体を捕獲した場合は、下記の項目を記載した「捕獲個体記録用紙」（参考様式第2号）を作成するものとする。

- ・捕獲年月日、捕獲者氏名、個体番号
- ・捕獲方法
- ・捕獲場所（位置）
- ※捕獲位置図を11の「作業位置図」に準じて作成すること。
- ・性別（オス、メス、不明）
- ・成獣・幼獣別
- ・計測（頭胴長（実測）、体重（実測または推定））
- ・捕獲個体の写真

捕獲個体の写真は、「指定管理鳥獣対策事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル」（平成29年11月14日（令和7年3月28日一部改正）環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）に基づき撮影し、GPS機能付きカメラを使用すること。

1 4 消耗品等の購入物品等の記録

業務を実施するために購入し、使用した消耗品等の物品（例：給餌用の餌、くくりわな等の猟具など）については、下記の項目を記載した「物品購入表」（参考様式第3号）を作成し記録すること。

- ・購入年月日、購入物品名、規格等、購入数量
- ・購入先から受領した納品書
- ・購入した物品の写真

物品の全景が分かる遠距離の写真および規格等が明示された箇所が分かる近距離の写真を撮影すること。なお、撮影に当たっては、購入年月日、購入物品名、規格、購入数量等を記載した黒板もしくはホワイトボードとともに写真を撮影すること。

1 5 捕獲証拠品（尾）採取

捕獲したシカおよび錯誤捕獲により捕獲したイノシシについては、「指定管理鳥獣対策事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル」（平成29年11月14日（令和7年3月28日一部改正）環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）に基づき捕獲証拠品（尾）の採取を行うこと。

1 6 個体の処分

- （1）1 3および1 5の業務が終了した後に、埋設、焼却等により適切に処分を行うこととし、放置しないこと。
- （2）本業務で捕獲したシカ、錯誤捕獲により捕獲したイノシシおよびその他の有害鳥獣については、市町における捕獲報奨金など、有害獣捕獲事業その他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

1 7 錯誤捕獲時の対応

- （1）錯誤捕獲が生じた場合は、受託者の責任において適切に対応するものとし、イノシシが捕獲された場合は、1 2、1 3および1 6を準用し、適切に対応すること。
- （2）シカおよびイノシシ以外の鳥獣については、基本的には放獣を行うこととするが、放獣が困難な場合等については、対応を県と協議すること。また、ツキノワグマおよびニホンカモシカを捕獲した場合は、遅滞なく県へ連絡し、対応について指示を受けること。

1 8 イノシシの錯誤捕獲に対する豚熱（CSF）等防疫措置

「豚熱（CSF）ウイルス拡散防止のお願い」（福井県）に準じて適切な防疫措置を行うよう努めること。

1 9 作業記録の提出（状況報告）

- （1）当該月分について下記の書類を作成するとともに、捕獲証拠品（尾）について、当該月分を翌月10日までに県へ提出すること。ただし、当該月分に実績がない場合は

この限りではない。なお、業務終了月分または契約期間満了月分の下記の書類については、業務報告書の提出時に併せて提出すること。

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業作業日報（参考様式第 1 号）
- ・ 捕獲個体記録用紙（参考様式第 2 号）
- ・ 捕獲個体情報一覧表（参考様式第 4 号）
- ・ 錯誤捕獲対応一覧表（参考様式第 5 号）

（2）捕獲証拠品（尾）については、提出日までは受託者において冷蔵庫等に保管すること。提出する場所については監督職員の指示によるものとし、監督職員による確認が終了した捕獲証拠品の処分については、監督職員の指示に従うこと。

2 0 業務報告書の作成および提出

報告書には、業務の概要、実施期間、実施場所、実施方法、実施結果、考察（捕獲地選定、捕獲の効果検証・評価等）の項目について記述するとともに、必要な図表等を掲載することとし、以下のとおり添付資料を作成し、契約期間満了となる日までに提出すること。併せて、業務で撮影されたセンサーカメラの全撮影データ、全撮影映像のデータベース（.xlsx形式）、撮影地点別の対象獣種の撮影回数、RAI等の情報を格納したシェープファイル、報告書掲載の図表の画像データ、調査中に撮影した調査地点の写真等、発注者が指定する電子データを添付すること。

【添付書類】

- ・ 物品購入表（参考様式第 3 号）
- ・ 捕獲個体情報一覧表（参考様式第 4 号）
- ・ 捕獲位置図（捕獲個体記録用紙（参考様式第 2 号により作成した「捕獲位置図」を全体捕獲位置図として取りまとめたもの））
- ・ 錯誤捕獲対応一覧表（参考様式第 5 号）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業実包管理一覧表（参考様式第 7 号）
- ・ 次年度への提案書（様式は任意）

【提出媒体および部数】

- ・ 紙媒体（2 部）および電子データ（1 部）を提出すること。

2 1 留意事項

【捕獲従事者証の返納】

- （1）受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合は、効力が失われた日から 3 0 日以内に、捕獲従事者証を返納すること。
- （2）受託者は、事業が中止された場合、または県との契約が解除された場合は、速やかに捕獲従事者証を返納すること。

【銃による止め差しの実包管理および無許可譲受等】

- (1) 受託者は、捕獲した鳥獣の止め差しにおいて銃を使用する場合は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導するとともに、実包の使用は非鉛製銃弾に限定するよう捕獲従事者に周知すること。
- (2) 受託者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証または一般社団法人福井県猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握すること。
- (3) 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、「指定管理鳥獣捕獲等事業実包購入計画一覧表」（参考様式第6号）を作成し、業務計画書に添付すること。
- (4) 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟または許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、「指定管理鳥獣捕獲等事業実包管理一覧表」（参考様式第7号）を作成し、業務報告書に添付すること。
- (5) 受託者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ委託者の確認を受けること。
- (6) 受託者は、捕獲に関する業務が完了または契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納すること。

【その他】

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項、不明な点等疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- (2) 作業記録、業務報告書の提出後に不足または不明な点が生じた場合は、受託者は誠意を持って速やかに対応すること。